

事務連絡
令和3年6月15日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

有害物ばく露防止対策補助金の実施に係る周知について（協力依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、厚生労働省より特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）等の改正に伴う、改正特化則の経過措置期間中の中小企業における暴露防止措置の取組支援のための「有害物ばく露防止対策補助金」のご案内がありました。

貴会会員の皆様につきましても、当制度を積極的に活用していただきたく、周知の程よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田

基安化発 0607 第3号
令和 3年 6月 7日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(公印省略)

有害物ばく露防止対策補助金の実施に係る周知について(協力要請)

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機構 (IARC) により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、本年4月の特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる金属アーク溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が義務付けられ、順次施行されることとなりました。

今般、改正特化則の経過措置期間中の中小企業におけるばく露防止措置の取り組みを支援するため、別添のとおり、溶接ヒュームばく露測定に要する費用の一部を補助する「有害物ばく露防止対策補助金」を委託事業により実施いたします。

つきましては、屋内で継続的に金属アーク溶接等作業を行う中小事業者の皆様にご利用いただけるよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

屋内作業場において金属アーク溶接等作業を実施する中小企業事業主の皆さまへ

有害物ばく露防止対策補助金のご案内

特定化学物質障害防止規則等が改正され、2022年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を実施する事業者は、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じ、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこととなりました。法令の適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者に、費用の一部を支援する「有害物ばく露防止対策補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助を受けることができる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業者																				
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業者																				
	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">業種</th><th>常時雇用する労働者数※1</th><th>資本金または出資の総額※1</th></tr></thead><tbody><tr><td>小売業</td><td>小売業</td><td>50人以下</td><td>5,000万円以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス(例：協同組合)など</td><td>100人以下</td><td>5,000万円以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>卸売業</td><td>100人以下</td><td>1億円以下</td></tr><tr><td>その他の業種</td><td>農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など</td><td>300人以下</td><td>3億円以下</td></tr></tbody></table>	業種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1	小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス(例：協同組合)など	100人以下	5,000万円以下	卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下	その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下
業種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1																		
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下																		
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス(例：協同組合)など	100人以下	5,000万円以下																		
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下																		
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下																		
	※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業者となります。																				
(3)	金属アーク溶接等を行う屋内作業場の溶接ヒューム濃度の測定を行う中小企業事業者																				

補助の概要

補助対象	補助率	上限額
作業環境測定機関に委託する溶接ヒューム濃度の測定に要する経費	経費の1/2	1人あたり2万円 1作業場4万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	補助金の算定方法
<ul style="list-style-type: none">金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器(サンプラー及びポンプ)を装着させ、溶接ヒュームばく露量を測定する経費(デザイン及びサンプリングに要する経費)採取された試料を吸光光度分析法、原子吸光分析又はこれと同等以上の性能を有する分析法による分析に要する経費作業環境測定士の出張に要する経費	<ul style="list-style-type: none">測定対象者1名当たり4万円1作業場当たり最大2名分。複数の作業場の測定をする場合でも上限は8万円。	1欄に掲げる経費と2欄に掲げる基準額とを比較し、少ない方の2分の1

補助金公募期間

第1期公募 令和3年7月1日～8月31日 補助金の予定枠 1億円
第2期公募 令和3年10月1日～11月31日 補助金の予定枠 4千2百万円

- 第1期、第2期における補助金の予定枠を上回る申請があった場合、補助金交付規程の定める方法により、交付対象者を決定します。
- 補助金を申請できるのは、1事業場1回限りです。



厚生労働省



(公社) 全国労働衛生団体連合会 (全衛連)

交付申請に必要な書類

* 印の書類には所定の様式があります。

有害物ばく露防止対策補助金交付申請書 * 本助成金は、測定の実施前に申請等が必要です。
<添付書類>

1. ばく露測定に要する費用見積書 (写: 作業環境測定機関作成)
2. 事業場の概要書 *
3. ばく露測定をする作業場所の見取り図
4. 確認書 *

★ 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

事業実績報告に必要な書類

* 印の書類には所定の様式があります。

作業環境測定実施結果報告書 *
<添付書類>

1. ばく露測定結果報告書 (写: 作業環境測定機関作成)
2. 請求書兼納品書 (写)

申請手続の流れ

作業環境測定費用の見積

・作業環境測定機関*に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。 *溶接ヒューム(マンガン)の測定ができる機関(4号登録機関)

補助金交付申請

・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な添付書類を作成し、郵送または電子申請をしてください。

交付決定通知

・第1期、第2期の公募期間終了後概ね1か月以内に、交付決定(不決定)の通知が届きます。

測定の発注・測定実施

・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらいます。
※ **決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。**

測定結果報告

・報告書類を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し、郵送または電子報告してください。

補助金の受領

・指定の口座に補助金が振り込まれます。

測定結果を踏まえ、全体換気装置の風量の増加等を実施するなど、作業環境改善につなげてください。

申請窓口・相談窓口

全衛連 (補助金交付事務代行業者)

申請書類等の入手

<http://www.zeneiren.or.jp>

相談等

TEL 03-6809-5855

(平日 午前9時30分~午後5時)

電子申請アドレス

hojyokin@zeneiren.or.jp



全衛連では、金属アーク溶接等作業に関する改正法例への対応、補助金申請に関する各種相談にも対応しています。お気軽にご相談ください。

注意

- ▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。